

「定額減税」とは

所得税から3万円に減税対象人数^(注1)をかけた額、個人住民税所得割から1万円に減税対象人数をかけた額の減税を行うもの。

(注1)減税対象人数 = 本人 + 同一生計配偶者を含む扶養親族の人数

「調整給付」とは

所得税から、3万円に減税対象人数をかけた額の減税がしきれない(所得税額が3万円に減税対象人数をかけた金額より少ない)場合や、個人住民税所得割額から1万円に減税対象人数をかけた額の減税がしきれない(個人住民税所得割額が1万円に減税対象人数をかけた金額より少ない)場合に、それぞれの税額から減税しきれなかった額を1万円単位で切り上げて給付を行うもの(当初調整給付)。

<例>

令和6年度(令和5年中所得) 個人住民税所得割額における定額減税及び調整給付	令和6年分(令和6年中所得) 所得税(確定額)における定額減税及び調整給付
<p>例</p> <p>扶養</p> <p>“私”の分の1万円の減税は、扶養主が受けている。</p> <p>・非課税</p> <p>Bさんの住民税の定額減税</p> <p>(減税対象人数)×1万円 = 2万円 の減税 本人 + 扶養親族 = 2人</p> <p>個人住民税所得割額が10万円であったため定額減税しきれない額は発生せず、調整給付の支給対象ではなかった。</p> <p>※住民税は翌年度課税のため、所得税と課税の年が1年ずれます。</p>	<p>事業専従者</p> <p>“私”の分の3万円の減税は、誰も受けていない…?</p> <p>・専従者 ・非課税(所得税額0円)</p> <p>Bさんの所得税の定額減税</p> <p>(減税対象人数)×3万円 = 3万円 の減税 本人のみ = 1人</p> <p>※事業専従者や合計所得が48万円を超過した者は税制度上扶養に取ることができない。</p>

〔質問〕令和6年度個人住民税においては、私は扶養親族となっており、私の分の住民税分の定額減税の1万円は、扶養主が適用を受けていた。扶養主は減税対象人数に1万円をかけた額である2万円の減税の適用を受けた。このとき扶養主は個人住民税所得割額が10万円であったため定額減税しきれない額は発生せず、調整給付の支給対象ではなかった。令和6年分所得税においては、私は事業主(元:扶養主)の専従者として収入を得ていたが、所得税額は0円の非課税であった。事業主は専従者である私を扶養親族とすることができないため、事業主の減税額は減税対象人数に3万円をかけた額である3万円の減税の適用を受けた。事業主は私の分の3万円の減税を受けておらず、加えて、私自身は非課税で3万円の減税を受けられる税額が発生していない。この時、私の分の3万円の減税は、何も適用を受けられないのでしょうか。

〔回答〕この場合、本人が不足額給付として3万円の支給対象となる可能性があります。本Q&A(Q2-14)の回答をご参照ください。